下町文化

KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

NO.
279
2017.9.13

発行
江東区地域振興部
文化観光課文化財係
〒135-8383
江東区東陽4-11-28
TEL(03)3647-9819
http://www.city.koto.lg.jp/

平成29年度　文化財保護強調月間

歴史と文化を考えよう

広重「亀戸梅屋舗」（国立国会図書館デジタルコレクション）

○文化財保護強調月間
歴史と文化を考えよう
・民俗芸能大会
・東京9区文化財古民家めぐり
・江東区伝統工芸展
○江東こぼれ話
本所深川と大八車
○城東の村を歩く⑩
治兵衛新田・久左衛門新田
○中川船番所資料館企画展示報告
「江東の古代・中世
～今、どこまでわかっているのか～」
○文化財まめ知識8
江東区内の鳥居

36年目を迎える文化財保護強調月間

区教育委員会では、毎年秋を文化財保護強調月間と位置づけ、江東区の歴史と文化を考える機会としています。そのため、10～11月にかけて、都立木場公園や深川江戸資料館などで、「民俗芸能大会」、「伝統工芸展」など、文化財に関わる事業を行っています。

この「文化財保護強調月間」という言葉は、昭和57年（1982）9月発行の「下町文化」第18号にはじめて登場しました。その後、35年もの長い時間が経過し、街の姿も大きく変わりました。同号には「わたしたちのふるさと江東区に残る貴重な文化財の数々を大切にしてゆこうという運動です」の一文があります。この内容から、文化財の調査・登録による保護はもちろん、その公開にも本格的に取り組むという意気込みを感じることができます。係も昭和55年の社会教育係から翌年4月には文化財担当、さらに57年4月には文化財係へと名称を変え、56年3月には文化財の登録がはじまりました。

「歴史と文化を考えよう」のスローガンのもと、初心を忘れず、文化財保護と公開に努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

民俗芸能大会

10月29日(日)
会場　都立木場公園

【午前11時〜12時30分】　場所　木場公園入口広場

木場の角乗　東京木場角乗保存会

江戸時代、木場の筏師(川並)は、鳶口一つで材木を筏に組んでいました。角乗は、その仕事の余技として生まれました。

深川の力持　深川力持睦会

江戸時代から倉庫地帯であった佐賀辺りで、米俵や酒樽などの運搬をする人々の余技として芸能化しました。

【午後1時〜3時50分】　場所　木場公園内ふれあい広場

木場の木遣　木場木遣保存会

木場の川並衆が材木を操る時、お互いの息を合わせるため、歌われた労働歌です。

木場の木遣念仏　木場木遣保存会

木場に伝えられたもので、大数珠を手繰りながら念仏を唱える大変珍しいものです。

砂村囃子　砂村囃子睦会

江戸時代中期に金町の香取明神社(現葛飾区葛西神社)の神官が百姓に教えた祭囃子の流れを汲むお囃子です。

富岡八幡の手古舞　富岡八幡の手古舞保存会

富岡八幡宮の祭礼で神輿の先頭に立ち、木遣を歌いながら、男髷に裁着袴という粋ないでたちで練り歩きます。昔は、辰巳芸者が行いました。

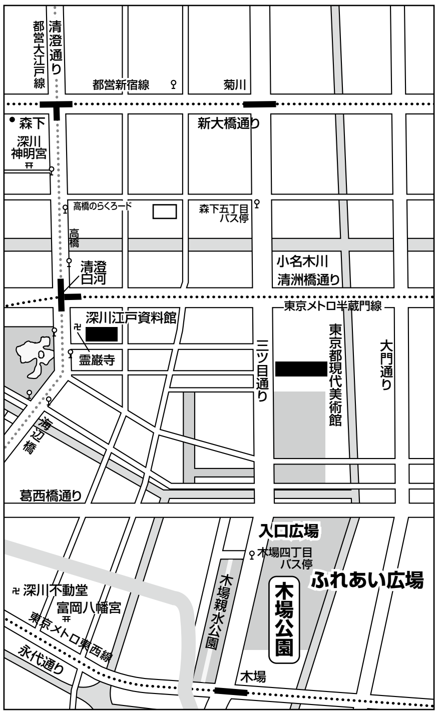

会場
●都立木場公園(木場4丁目)入口広場・ふれあい広場

交通
●東京メトロ東西線「木場駅」下車徒歩5分
●都営地下鉄大江戸線「清澄白河駅」・都営地下鉄新宿線「菊川駅」下車徒歩15分
●都営バス 業10〔とうきょうスカイツリー駅前〜新橋〕木場4丁目下車

東京文化財ウィーク2017

「東京9区文化財古民家めぐり」

期　間　10月1日(日)〜11月30日(木)

都内9区(足立・板橋・江戸川・北・江東・杉並・世田谷・練馬・目黒)が参加して、文化財となっている古民家を紹介します。東京区政会館(千代田区飯田橋3—5—1)1階エントランスホールでは、10月4日(水)〜11月11日(土)の期間に「古民家今昔ものがたり」と題した展示を行います。

江東区内には、江戸時代の民家建築である旧大石家住宅が、仙台堀川公園内(南砂5—24地先)に保存されています。

昨年の展示風景

開　館　日　土曜日・日曜日・祝日
開館時間　午前10時から午後4時

文化財講演会

毎年11月に実施してきました「文化財講演会」ですが、本年度は、12月13日に実施の予定です。

お知らせ

「下町文化」(277号)において、昨年度の文化財指定・登録等の記事を掲載しましたが、「所在地変更」1件の変更後の所在地を追加でお知らせいたします。

所在地変更

【史跡】　採荼庵跡　深川1—8付近

無形文化財公開事業

江東区伝統工芸展

入場無料

日時　10月5日(木)～10月9日(月・祝)　午前9時30分～午後5時
※最終日は午後4時まで

会場　深川江戸資料館　地階レクホール(江東区白河1-3-28)

本展では、伝統工芸の技を受け継ぐ区無形文化財保持者による実演・体験を行います(左日程表参照)。また今回は、特集としてすだれ製作(豊田勇)を取り上げます。ぜひご観覧ください。

伝統工芸品即売(会期中)

会場内で、江東区伝統工芸保存会による工芸品の即売が行われます。またとない機会ですので、是非どうぞ。

技の体験(実費がかかります)

午前10時～正午／午後1時～3時

左日程表のうち、　　の技術で体験ができます。申込は会場で直接職人さんに申し出てください。

実演公開日程表

日程	技術		保持者
10/5(木)	あめ細工		青木　喜
	江戸切子	「皿のカット 費用1,000円」	小林淑郎
	建具	「組子細工コースター 費用1,000円～1,500円」	友國三郎
	相撲呼出し裁着袴製作		富永　皓
	茶の湯指物		山田一彦
10/6(金)	あめ細工		青木　喜
	表具	「一閑張の器 費用1,000円」	岩崎　晃
	刀剣研磨		臼木良彦
	帯製作		杉浦正雄
	すだれ製作	「色紙掛け 費用500円」	豊田　勇
	木彫刻		渡邉美憲
10/7(土)	あめ細工		青木　喜
	表具	「一閑張の器 費用1,000円」	岩崎　晃
	無地染	「手ぬぐいのしぼり染め 費用1,500円」	近藤良治
	ふすま框・椽		鈴木延坦
	相撲呼出し裁着袴製作		富永　皓
	すだれ製作	「色紙掛け 費用500円」	豊田　勇
	木彫刻		渡邉美憲
10/8(日)	あめ細工		青木　喜
	紋章上絵		亀山晴男
	江戸切子	「皿のカット 費用1,000円」	小林淑郎
	帯製作		杉浦正雄
	すだれ製作	「色紙掛け 費用500円」	豊田　勇
	手描友禅		和田宣明
10/9(月・祝)	あめ細工		青木　喜
	刀剣研磨		臼木良彦
	更紗染	「東海道五十三次額絵 費用2,500円」	佐野利夫 佐野勇二
	建具	「組子細工コースター 費用1,000円～1,500円」	友國三郎
	すだれ製作	「色紙掛け 費用500円」	豊田　勇
	染色補正		丸田常廣
	茶の湯指物	「箸 費用1,000円／小箱 費用1,500円」	山田一彦

(順不同・敬称略)

※都合により変更する場合もあります。ご了承ください。
　　の技術は体験ができます。申込みは当日会場で。

深川江戸資料館 −案内図−

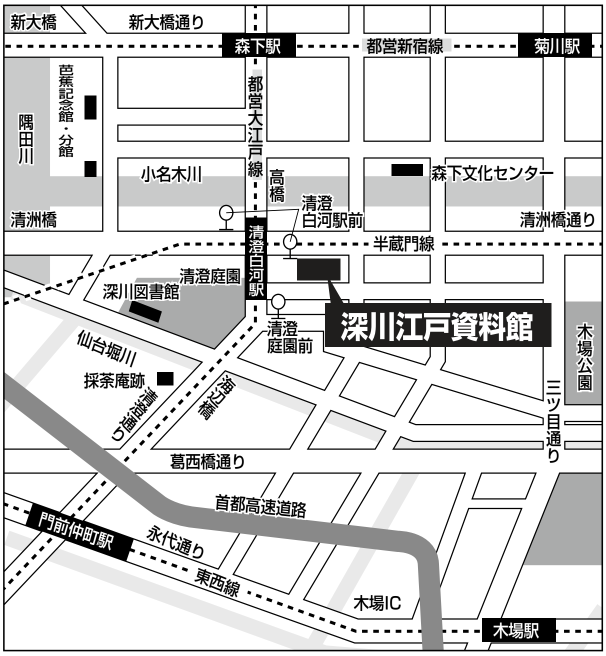

会場・深川江戸資料館への交通

- ●東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄大江戸線「清澄白河」駅下車　A3出口　徒歩3分
- ●都営バス門33系統「清澄庭園前」下車　徒歩3分
- ●都営バス秋26系統「清澄白河駅」下車　徒歩4分

江東こぼれ話

本所深川と大八車

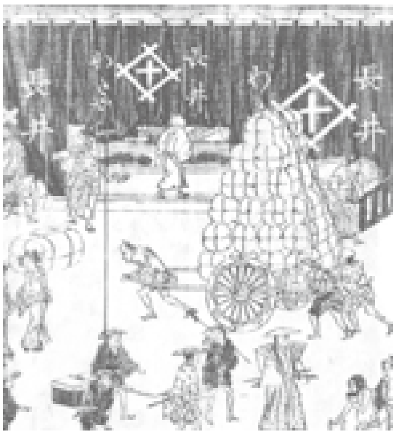
『江戸名所図会』（国立国会図書館所蔵）

禁じられていた大八車

左の絵は大伝馬町一丁目（中央区）の木綿問屋綿屋の店先を通りかかった大八車の様子です。大八車は、明暦3年（1657）の大火後の建設ラッシュの中で登場し、車台の長さ8尺からその名が付いたとも言われます。大火以前よりあった牛車と共に運送の主役となり、延宝9年（1681）2月には仕事を奪われた馬持たちから積み荷の規制を求められる程でした。

さまざまな物資が集まった深川でもさぞかし大八車が活躍したであろうと思われますが、実は本所深川内ではその使用は禁じられていました。

禁令は延宝8年（1680）12月に出されました（国立国会図書館所蔵「本所深川車引之書留」）。禁止の理由ははっきりしていません。後の文化6年（1809）9月の町奉行所による調査では、禁令が出された時にあった本所上水（享保7年・1722に廃止）の埋樋（水道設備）を破損させないためではないかという申し伝えが分かっただけでした。

大八車は使われていた

ところが大八車は使われていました。文化6年9月に本所内で大八車を所持して用いる者が確認されています（深川内は無し）。さらに文政4年（1821）正月には本所深川内に75輌の大八車がありました。そのうち深川では霊巌寺門前町と海辺大工町で各1輌、亀戸町では1輌ありました。

いつごろから本所深川で大八車が使われるようになったのでしょうか。元禄13年（1700）8月本所深川の代官伊奈氏が大八車所持者に対して三伝馬町（大伝馬、小伝馬、南伝馬各町）名主方で車に極印を受けるように触れを出しています。町奉行所では、この触れ以前には大八車の使用が許可されたものかと推測しています。

元禄期の本所深川の住民は、正徳3年（1713）閏5月に町奉行支配下となるまで、土地と共に伊奈氏の支配下にありました。伊奈氏の触れは、同時期に江戸向の大八車所持者が三伝馬町名主から車に極印を受けて毎月1輌につき銀1匁の支払いを義務づけられたことに関わるものです。ちなみに極印を受けた車は元禄13年9月時点で2091輌でした。

大八車の使われ方

天保3年（1832）6月時点で、深川内では元町・霊巌寺門前町・平野町にて大八車の所持者がいました。

元町に住む伊兵衛は、酒醤油の枡売りを生業とし、購入した荷物が小名木川の高橋河岸に到着すると、大八車に積み、河岸から自宅までの3町（約327m）ほどを運んでいました。車は近所の常盤町二丁目に住む炭薪仲買の池田屋卯兵衛から借りていて、卯兵衛の病死後に譲り請けていました。また、霊巌寺門前町の七兵衛、平野町の喜惣次も酒醤油の枡売りをしていて、伊兵衛と同様に荷物が河岸に到着したら自宅までの間を大八車で運んでいました。

伊兵衛ら3人に共通することは、車力渡世の者（運送業者）ではないこと、最寄り運送のみに大八車を用い、橋の上や他町へは車を引かないことでした。これは本所深川全体でも同様で、とくに橋上の車引は厳禁であることが町々の仕来りとなっていました。その背景には、本所深川内の御入用橋が禁令もあるために自然と大八車を引かせない前提の造りとなっていることがありました。敷板の厚さも江戸向と違っておおよそ3寸（約9㎝）と薄いものでした。また本所深川の御入用橋数が江戸向の28橋に対して48橋と多く（弘化2年・1845時点）、その維持費用が幕府にとって大きな負担になっていたこともあるでしょう。

大八車のゆくえ

弘化4年2月、町奉行の鍋嶋直孝と遠山景元は本所深川での大八車使用を「不取締」と見なし、この状況を解消するべく、老中阿部正弘に対して大八車使用を許可してよいか伺いを出しています。

鍋嶋らの主張は、本所深川は掘割が多くて舟運が便利であるために、古来より板材木炭薪や米穀などの大荷を扱う者が多く住み、彼らは車を最寄り運送のみに使っていることから、これまでのように橋を除き改めて本所深川一円での使用を許可すれば、さらに運送も便利となり、自然と物価引き下げの一助ともなるだろうというものでした。

同年7月、老中阿部は伺いを却下しました。しかし、これまでの仕来り通りにしなさいと指示しているので、現状に変わりはありませんでした。

（文化財主任専門員　栗原 修）

治兵衛新田・久左衛門新田

治兵衛新田と久左衛門新田は、元禄郷帳（元禄13～15年〈1700～02〉作成）では、「久左衛門治兵衛新田」とあり、もともと一つの新田だったものが分村して成立しました。村名は開発者の名前に由来します。

かつては両村の境界には「境入船川」が流れていましたが、現在は埋め立てられています。しかし、「境川」の地名にその名を残しています。

久左衛門治兵衛新田が成立した確かな時期はわかりませんが、地理的に小名木川に面した位置にあることから、砂町地区の新田村のなかでは比較的早く開発されたと考えられ、鎮守の治兵衛稲荷神社の創建が、慶安年間（1648～52）と伝えられていることから、少なくとも17世紀中頃には開発されていたと思われます。

治兵衛稲荷の文化財

その治兵衛稲荷神社には4件の文化財が残されており、特に寛政5年（1793）6月の銘文がある「水盤　治兵衛新田氏子中奉納」（江東区登録有形民俗文化財）は、その名の通り、治兵衛新田の人々が当社に奉納したものであり、同新田の名が記された数少ない文化財として貴重です。

また、享保3年（1718）の庚申塔（区登録有形民俗）は、もとは持宝院にいたる大師道の辻に建っていたもので、奉納者が明記されていないため詳細はわかりませんが、地域における庚申信仰のあり方を伝えるものといえるでしょう。庚申塔は、その像容も多彩で地域・時代によって様々な形をしていますが、この庚申塔は三猿（見ざる聞かざる言わざるを意味する庚申信仰の象徴）が洞窟の中にいるかのように彫られている点が特徴的です。

庚申塔（享保3年）

小名木川沿いの大名屋敷

両村の特色に「江戸近郊」・「小名木川沿い」という立地から、大名屋敷が多く置かれたことがあげられます。

治兵衛新田には、村の小字名（村の中の一区画の名称）に「上野屋敷」という地名があったことから、元禄期（1688～1704）に忠臣蔵で有名な吉良上野介の屋敷があったと伝えられています。

また、東隣の亀高村にまたがって阿波徳島藩蜂須賀家の抱屋敷がありました。ここは同家では「小名木沢屋敷」と呼ばれ、2代藩主忠英の次男隆重が寛文4年（1664）に幕府から拝領したことに始まります。のち隆重は、徳島藩領のうち5万石を分知され、富田藩主となりましたが、孫の正員が享保10年に徳島藩の跡継ぎとなって、富田藩が廃絶したため、屋敷も徳島藩のものとなりました。『江戸名園記』（秋香散人著、18世紀後半成立か）によると、ここには趣向を凝らした庭園が築かれていたようで、小名木川から水を引いたと思われる泉水も設けられていました。跡地は江東区登録史跡（「徳島藩下屋敷庭園跡」、北砂5—20・21）となっています。

さらに久左衛門新田にも、笠間藩（茨城県）牧野家や土佐藩（高知県）山内家の抱屋敷があり、大名たちが小名木川沿いという立地を利用して屋敷を構えたことがうかがえます。

幕末・維新期の史跡

久左衛門新田の大名屋敷は、幕末に活躍した人物に関する史跡も多いです。山内家屋敷は幕末の刀工左行秀が鍛錬場を構えたところでもあります（区登録史跡「左行秀鍛錬場跡」北砂1—18・19、2—17付近）。行秀は左文字派の流れをくむ刀匠で弘化4年（1847）に高知城下で活動した後、文久2年（1862）までには土佐藩主山内容堂に従って江戸に入り、土佐藩邸に居住するようになりました。

また、同じ山内家屋敷には幕末に英語通訳・外交顧問として活躍した中浜万次郎（ジョン万次郎）も居住していました（区登録史跡「中浜万次郎宅跡」北砂1—18・19、2—17付近）。

さらに、牧野家屋敷（北砂2—15付近）には咸臨丸渡米で航海長として活躍した笠間藩士小野友五郎も、幕臣に取り立てられる前まで居住していたと考えられています。

このように北砂は幕末に活躍した人物たちゆかりの地でもあるのです。

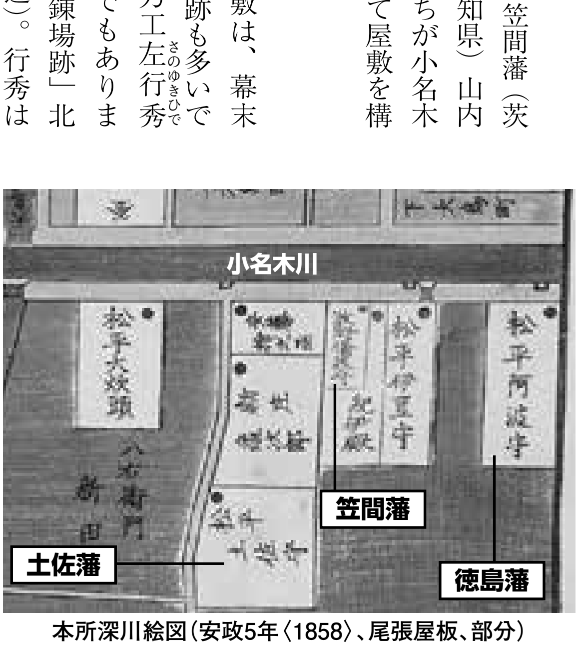

本所深川絵図（安政5年〈1858〉、尾張屋板、部分）

（文化財専門員　斉藤照徳）

「江東の古代・中世 ～今、どこまでわかっているのか～」

平成29年7月26日(水)～8月27日(日)にかけて、冒頭のような企画展示を開催しました。

【展示の趣旨】

江東区に生まれ育った人も含めて、「江東区は江戸時代までは大半が海で、わずかに島が点在していた」といった「通説」が伝えられ、小学校などでもそのように教えられてきました。

本展は、江戸より前の時代の江東区について、どこまでのことが分かっているのかを紹介する展示です。そのいくつかを紹介しましょう。

【東京低地の開発】

武蔵野台地の東に広がる「東京低地」は、氷河時代と暖かい時代が何度も交互に訪れた中で、海面に沈んだり、陸地になったりと繰り返されてきました。

江東区の土地が生まれたのは、およそ2千年前、弥生時代の頃になると、海面の高さがほぼ現在と同じに下がり、そこにたびたび流路を変えながら蛇行して流れていた利根川や荒川が、洪水のたびに土砂を運び、河口から海に向けて土地が作られていきました。こうして「東京低地」が造られました。

【江東区の土地があらわれる】

江東区の土地が最初に誕生したのは、区の最も北部にあたる亀戸周辺でした。そこで史料や古地図類から、推測をまじえてその痕跡を探ってみましょう。

室町時代初期、応永5年（1398）「下総国葛西御厨田数注文写（しもうさのくにかさいのみくりやでんすうちゅうもんうつし）」（国立公文書館蔵）という史料があります。「葛西御厨（かさいのみくりや）」とは、鎌倉時代に葛西氏が伊勢神宮に寄進した地域のことで、今の葛飾区・江戸川区・墨田区・江東区が含まれます。その御厨内の郷村の数、土地のことを書き上げたのが、「田数注文」となります。

この御厨領内を略図にあらわしたのが図1です。葛西御厨は現隅田川と現江戸川の間に分布していますが、その中心は中川流域でした。上流には中世に栄え、古代東海道が通っていた奥戸、葛西城があった青戸などがあります。

そして、亀津村、今の亀戸は中川の河口部にあたり、海浜の地として御厨内の地域と海を通じて他の地域とを結ぶ湊のような役割を果たしていたと考えられます。

【江戸時代の地誌】

亀戸村（カメド）

亀戸村ハ。村内ニ亀ヶ井トイフ旧井アルヲ以テ。村名起リシヨシ土人ノ云伝ル所ナリ。サレト鎮守香取社神主ノ家伝ニ拠ニ。往古当所ハ海中ノ孤島ニシテ。其形チ亀ニ似タルヲモテ。亀嶋ト呼ヒ。後ニ四辺陸地ニ続キテ。村落ヲ成セシヨリ。亀村ト名付シヲ。後年亀ヶ井ト相混シテ。亀井戸ト呼ヒ。後又中略シテ亀戸村ト称セリト云。サレト其地名ノ改リシ年代ハ詳ナラス。江戸ノ行程一里余。民戸二百六十八。

右の記述は、江戸後期に江戸幕府が編纂した地誌、『新編武蔵風土記稿』の一節です。①亀戸村の名は村内に「亀ヶ井」という井戸があったからと、地元の人は言っている。②しかし村の鎮守、香取神社の言い伝えでは、このあたりは「海中の孤島」で亀のような形の島があり、亀島と呼ばれた。③さらに、周囲の陸地がつながって、亀村になり、やがて亀ヶ井と混同されて亀

図1　葛西御厨図　中川最下流に「亀津村」

井戸になり、さらに亀戸になった、と記しています。

「海中の孤島」と書かれていますが、土地の形成過程を考えると、遠浅の海が広がり、干潮時には陸続きになるような砂洲や島が点在していたと考えられます。この表現がこれまでの亀戸、ひいては江東区のイメージ形成に影響してきたのでしょう。

江東区周辺には、牛島・猿江・浮き洲の森（吾嬬神社辺）・水神森・高貝洲（亀戸9周辺）など砂洲状の土地や島が多く点在していたことを示す地名が見られます。決してこの地域は「海中の孤島」ではありませんでした。

【隅田川の分流　北十間川・横十間川】

「浅草寺輪蔵再興勧縁疏」という室町時代中期、文明15年（1483）の史料があります（東京大学史料編纂所蔵）。

「浅草寺輪蔵再興勧縁疏」
武蔵州豊島郡金竜山浅草教寺　輪蔵再興化縁疏並叙
本寺乃本朝推古天皇奉勅之霊地也、河之貫於平田浅草、以流者両条、曰隅田、曰宮戸矣、（以下略）

◎読み方　本寺（浅草寺）すなわち推古天皇奉勅の霊地なり、河のつらぬき、平田浅草に於いて流れは両条をもって、隅田といわく、宮戸といわく

【意訳】浅草寺は推古天皇の意思によって建立された霊地で、傍を流れる川は浅草のあたりで2筋に分かれ、ひとつは隅田川、もうひとつは宮戸川と呼ぶ。

「勧縁疏」とは仏・菩薩の霊験などを格調高く、わかりやすく表した文章のことで、浅草寺の輪蔵（経典を納める蔵）を再興するため、浅草寺の由緒を格調高く説き、勧進する（寄付を求める）ために表された文章です。

宮戸川という名は、浅草寺が別当となっている三社権現（浅草神社）へ向かう流れにあたることから、江戸時代以降は現隅田川をさしています。ではこの史料に記された隅田川とはどの川なのでしょうか。

江戸より前の流路として、今の北十間川の隅田川への河口より北側、首都高速6号線向島ランプ辺（言問橋辺）から南東へ下り、曳舟あたりを通って現北十間川に合流する、古川という川が流れていました（図2）。

江戸時代にはすでに「おもふに今請地村の内に古川と称するよしあしなどしげりて、鶴の御鷹狩場となれる沼あり。隅田川堤の内よりな、めに押上村の方へわたりて、三四ヶ所あり。もとは一連なる川にて、隅田川より今の北十間川に通したるさまなり」（三島政行『葛西志』）と大きな川ではなかったようですが、江戸より前から流れていたことが分かります。

古川・北十間川・のちの横十間川（流れはおそらく北十間川から分かれて南流し、亀戸・大島のあたりまで海に注ぐ）というルートが、「もうひとつの隅田川」だったのではないでしょうか。

図2　天保14年御江戸大絵図（部分）

か。しかし、江戸時代初頭には古川も、のちの横十間川の流れも部分的な流れになっていて、それを明暦の大火後の本所の開発の際に改めて整備しなおしたのではないかと推測されます。

さらに中世では現墨田区西部にあたる牛島は武蔵国、亀戸（津）は下総国とされ、その国境は隅田川だったとされます。この定説に倣えば、国境となる隅田川は、今の隅田川ではありえないことになり、この点からも「もうひとつの隅田川」の存在が否定できなくなります。

【亀津村の存在　まとめ】

かつての海岸線だった北十間川から旧中川沿岸の砂洲状の土地に亀津村（のちの亀戸村）が開かれました。江戸時代より前の時代に、すでに多くの神社・寺院が建立されていました。海浜の地であり、浅草や今戸など周辺地域とは水上交通で結ばれ、この時代に栄えていた中川流域への海からの入り口にもあたっていました。

この砂洲の地形が日本武尊や弟橘媛、中臣鎌足の伝説を生む舞台となりました。

※展示の企画にあたり、栗原修氏・今野慶信氏の教示を参考にしました。

（久染健夫）

文化財まめ知識８

江東区内の鳥居(とりい)

　皆様が神社を参拝するため境内へ入る時に見ることが多い鳥居は、神社において神聖な区域を示すための建造物です。

　鳥居の語源には「鳥の居るところ」・「通り入る」などの諸説があります。また形式の起源は、日本固有のものとする説の他、中国・インドその他にある類似の施設との関連を説く説など諸説あります。

　現在、江東区では、27件の鳥居が登録文化財〔有形文化財（建造物）〕となっています。一方で完形ではなくとも、残された部材（5件）が歴史資料として、さらに鳥居が建っていた跡（1件）が史跡として登録文化財となっています。総計として、鳥居関連の登録文化財は33件となっています。

鳥居の構造と形式

　鳥居の構造は、基本的に二本の柱とその上部を水平に連結する二本の部材からなります。この四本の部材の形状、これらに付随する部材の有無により、多くの形式に分類されます。二本の柱の上端を覆う水平の部材を笠木(かさぎ)、その下にあって柱の上部を連結する部材を貫(ぬき)と称します（詳細は①を参照）。

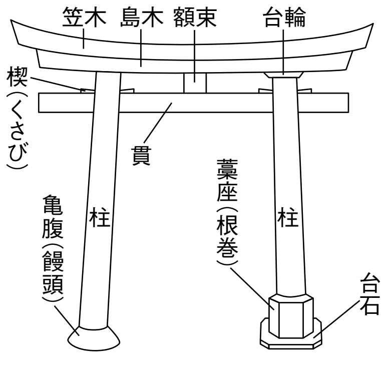

①鳥居の各部材（解説のため複数の形式の鳥居の部材を提示しています）

　また、その形式としては、神明(しんめい)鳥居の場合、二本の柱と笠木、貫で構成されます（②）。一方、明神(みょうじん)鳥居は反った笠木の下に島木(しまぎ)を持ち、島木と貫の間に額束(がくづか)が入り、柱には亀腹(かめばら)が設けられています（③）。

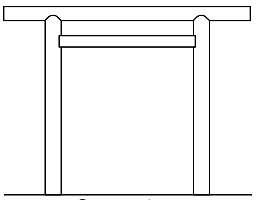
②神明鳥居

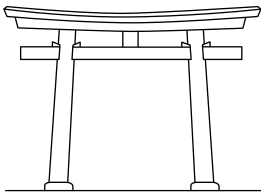
③明神鳥居

　さて、こうした鳥居は、区で登録文化財として残されているもののほとんどが石造です〔コンクリート製は八名川稲荷神社（新大橋３）の1件のみ〕。

富岡八幡宮の鳥居

　現在、富岡八幡宮（富岡１）には9件（建造物5件・歴史資料4件）の鳥居に関する文化財が残されています。特に文化2年（１８０５）の銘を持つ石造鳥居は、江東区で現存する鳥居としては最も古い年代です（④）。刻銘に南新堀・霊巌島（いずれも中央区）の人々が建立したことが記されており、富岡八幡宮の氏子地域の広さを示唆しています。しかし、この鳥居は大正十二年（１９２３）の関東大震災により倒壊し、その2年後に修復・再建されたことも刻銘に記されています。

④石造鳥居　文化2年在銘　富岡八幡宮

　一方で富岡八幡宮内には、柱などが失われ、台石など部材が残されたものもあります（歴史資料・⑤）。

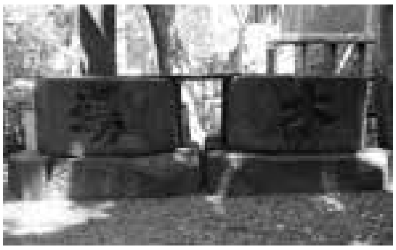
⑤鳥居（残欠）　明治7年在銘　富岡八幡宮

　⑤は現在の大鳥居の位置にあった鳥居の部材ですが、戦災で焼失したため木造であった柱などが失われています。

　このように江東区の鳥居には、震災や戦災による影響を受けたものが少なからずあります。

史跡としての鳥居跡

　さて、ここまで現存する鳥居を中心に紹介してきましたが、江東区では「富岡八幡宮の一の鳥居跡」が史跡として登録されています。この鳥居は、高さが6メートル、柱の間隔が4・5メートルあり、本殿の西側３３０～４４０メートル（現在の門前仲町交差点付近・門前仲町1−4）にあったとされています。鳥居からはじまる参道の両側には、料理茶屋が建ち並び、参詣や遊興の客で賑わいました。この鳥居跡は、当時の富岡八幡宮の規模と繁栄を示す史跡となっています。

　今回は富岡八幡宮の鳥居を取り上げましたが、他にも亀戸天神（亀戸３）や富賀岡八幡宮（南砂７）など区内各所の神社には江戸時代以来の鳥居・戦前に建てられた鳥居が残されています。これらの鳥居は、人々が神社へ寄せた信仰の一端を現代へ伝える文化財と言えます。

　皆様も神社で見かけた時には、鳥居を改めて注目してください。

（文化財専門員　功刀(くぬぎ)俊宏）